

浙東“墮民”雜考

木 山 英 雄

魯迅が自分の郷里浙江省紹興県の被差別賤民のことを語る「“墮民”を語る」(1932・7.『准風月談』)は、彼が日刊紙『申報』の「自由談」というコラム欄のために書いた夥しい雑文中の一篇だった。書出しに、一週間程前の同欄に出た唐弢の文章に触発された旨を記しているが、全集の注によれば、唐弢のは、「墮民」と題する一文である。唐弢は、魯迅の生まれた紹興の東にある寧波の更に少し東だが、まずは同郷に近い鎮海の出身で、当時は上海の郵便局員をしながら、左翼作家連盟に関係し、魯迅の影響と推輓の下で、歴史と目前の現実の類比に批判を寓する類の雑文を好んで書いていた。

私は、唐弢の書いた「墮民」にもかねて興味を惹かれていたところ、最近御本人が来日して、この一件を含む雑談を幾らか交わす機会を得、そのうえ歓迎のしるしに奇篤な同学が用意した「自由談」の写しによって、懸案の一文をも読むことができた。些細な機縁とはいえ、このことで、“墮民”そのものに対する関心にも或るはずみが与えられたのは、事実だった。多少は書留めてあったのうえに俄かに補充を加えただけの史料の質と量、ならびにその操作能力のほども、しっかりしたことをいうためには、我ながらいかにもおぼつかないけれど、文献だけに頼って異域のこの種の事に触れる一段と根本的なおぼつかなさを思えば、却って度胸もすわろうかというものである。

1

“墮民”とは、いかなる民をいったのか。

その起源や沿革のことはまず措き、民国における同時代人の報告の中では、唐弢と魯迅の回想が、片々たる雑文ながら、結局いちばん具体的だったことになるらしい。もっと一般的な記述がないわけではないが、人間的関心に由来する一種の喚起力の点

で、彼らのにまさるものを、私は見つけることができなかつた。また一方で、かつて特定の調査研究の行なわれた事実も知らぬし、“墮民”内部からの証言に至っては、まして私たちの見聞しうる限りでない。

もともと“墮民”なる存在は、清の雍正年間に戸籍上の根拠を除かれたことになっていて、辛亥革命後の共和制民国では、名実ともに賤民差別が一掃されたはずであった。にもかかわらず、主に婚姻と職業の面に牢固たる差別の実質が維持されていた、というのは、なにも中国のこの例に限った現象ではないが、唐弢は、北伐国民革命勝利の後にも彼らのための解放運動の行なわれた事実があり、しかしながら「生計問題」に何の手も打たれなかつたので、彼らは新たな餓えの自由よりは旧来の賤業に留まることを選ぶほかなかつたように書いている。そういった業種のうち、唐弢自身が日常最も身近に接したのは理髪業で、村の床屋の水際立った耳垢取りの手並や、髪結女のこれも糸一本を口と手で操って女子供のうぶ毛を取る原始的な絶技、また、婚葬の際の雑役で、男なら、“筵値”と呼ばれた宴席の給仕の余りに熟練した恭々しさだの、女たちの身すぎにかかわる情報を絶対に逃がさぬ地獄耳や立板に水の追従口だのが、彼に強い印象を残していたらしい。こんないわれのない悲惨さがまだ何代も繰返されそうな精神風土を慨歎する唐弢に比べると、魯迅はもっと辛辣に屈折した筆調で、“墮民”の起源問題までも論じている。そうして、「解放された奴隸」の賤業をいろいろと数えたのち、とくに女たちの、一定の主人に仕える権利を、姑から嫁へと次々に伝え、時には仲間うちで売買の対象にさえする習わしや、辛亥革命後、彼の母が、これからは互いに同じ人間だからもう来ないでよいといった時の「なにをおっしゃいます。……あたしどもは千年でも万代でも続けさせていただきますよ」という憤然たる反応を活写して、彼一流の奴隸心理学を“墮民”の試みにさらそうとでもいうのか、「奴隸」と「自由人」の間の理解の隔絶を語って終わる。

さて民国時代の“墮民”の生活を、もう少し詳しく知っておきたい。管見に入った限りでは、姜雲卿編『浙江新志』（1936. 杭州）が、不十分なながらも包括的に“墮民”に触れているので、これとほかの僅かな材料とを突合わせながら、その概況をのんでみる。

『新志』は、“墮民”を、浙江省内に住みかつ一般の省民から賤別された「特殊民族」の一つに数えるが、これは当時の一般的な記述法だったと見える。⁽¹⁾「特殊民族」は四種数えられ、あとの三種は、省南部の温州、麗水、金華一帯に分布する“畚民”、象山あたりの海辺に住む“蟹民”、それと錢塘江に浮かぶ船上民の“九姓漁戸”である。このうち“畚民”は、山地で焼畑耕作を営むャオ（僑）族の一支族で、固有の言語、

神話からその他さまざまな習俗上の独自性を保持する歴とした少数異民族，“蠻民”は、主に福建、広東両省の南海地方に分布し、種族に関してはまだ定論を見ないが、やはり独特の風俗で知られる水上民部落で、この両者に関してはアカデミックな調査研究もかなり行なわれている。“九姓漁戸”は、元末の天下を明の太祖と争って滅ぼされた陳友諒の子孫の陳、銭、李、林、袁、孫、葉、許、何を姓とする九族が貶せられて、陸地に居住できなくなったものと伝えられるが、その賤別の源は、むしろ船上で声色をひさぐ者に対する職業蔑視に発するようにも思われる。これらに較べると、“墮民”の「特殊」性はよほど曖昧に見える。あるいはそれだけに、賤民差別という不可解な人間社会の習いを、より本来的に体现するところがあるのかも知れない。

『新志』は“墮民”の「分布区域」に関して、いう。

本省内の紹興、餘姚、蕭山、象山、嵊、諸暨、上虞、定海、鄞、奉化、新昌等各県のいずれにも住む。とりわけ紹興には最も多く、県城と〔城外の〕彭家漣、蔡堰、南銭清等に散居する。全省の人口は約二万余。

ここに列挙された県名は、いずれも明清時代の府県制でいう寧波、紹興両府下に属し、分布が浙東に特に偏していることがわかる。中でも旧紹興府下の会稽、山陰両県を合した現在の紹興県内の居住者は、『新志』にも「万を数える」というように、全省の半数に及んでいた。紹興と“墮民”の関係は特別に深いのである。『新志』の上の記述は紹興城内の居住地に言及していないが、城内には代々“墮民”が集まり住むという唐王街、学士街、永福街の“三大街”の称が行なわれていた。おそらくそのどれかの民国初年頃の印象であろう、次のような記述がある。⁽³⁾

およそ寧・紹属下の地方は、城内から農村部まで、どこにでも墮民がいる。その居住地では自分らだけで群をなし、平民は最も賤しい者ですら隣り合おうとしない。彼らと通婚するのは以ての外 of 恥辱であり、墮民の子弟が平民の職業に就くこともできないのである。紹興城内の墮民居住地などは、さながら別世界であって、彼らは彼らなりの雰囲気をつくっている。……私はサンフランシスコの唐人街チヤイナ・タウンを連想したものだ。

『新志』は以下、「風俗」の見出しの下に幾つかの事項について述べる。その「特殊」性はやはり稀薄であって、「衣」の項に、女子が紺色の「裙子」(スカート)をはき、外出する時は腰帯をしたり風呂敷ようの包みを携えるのが常だとあり、「歳時」の項では、清明節の墓参を旧四月(一般には陽四月初)にするとともにいうが‘それらは

自律他律はともあれ、差別の標識として伝えられたことにすぎぬようだ。「喪葬」の項に「古礼に違つて三年の喪を行なうほかはすべて漢人に同じ」という、古礼の遵守は、被差別民としての閉鎖性に関係があるのだろう。

「職業」の部分では、唐菰や魯迅の数えたものもすべて含み、比較的詳細に、次のようにいう。

各県墮民の男女ともに最も微賤な仕事に従事している。およそ屠殺、かごかき、剃頭、髪結い、顔剃り及び婚葬祭祀の時の演唱、楽手、給仕、喜娘すなわち嵯県人のいう送娘、紹興人のいう老嫗、などの仕事はすべて墮民によって行なわれる。嵯県では男子はさらに蛙捕り、水飴売り、竹灯作り、機扣〔未詳。原文のまま〕編み、棕呂繩作りを業とする。紹興県ではその男子もまた、さらに蛙捕り、飴売りを業とするほか、もち団子を民間のボロ布、頭髮、鶏やアヒルの羽毛などの廢物と交換し、仕分けて、あら繩で括り上海の外国商人に売るが、これは利益がなかなか大きいという。紹興の墮民はひごろ芝居も習い、いわゆる紹興班の役者はみな墮民である。

この雑多な稼業の中で、さしあたり、一般住民の蔑視や嫌悪にもかかわらず、彼らが婚葬などの祝祭事に欠かせぬ役割を果たしたことに注意が惹かれる。因みに『新志』は、「住」に関して、各県の“墮民”がしばしば寺廟に住みついていたというが、それは「阿Q正伝」の主人公のように単に自分の家を持ってぬ身上からのことだろうか。例えば、葬式などにおける巷間の僧侶や道士の役割とても、彼らのそのような働きとさして変わらぬところがあったはずだが。それはさて、女たちのそんななりわいについて、更に幾らか詳しい記述を見ておこう。⁽⁴⁾

紹興の墮民街は方一里にも及んでいる。男は楽戸、女は喜婆で、齊民の婚礼の際、男が歌をうたい、女は新婦に付添って化粧や拜謁をたすけ、腰元のように戸口に控え、床入りののちようやく退出する。これを喜婆といい、人の意を迎え歓心を買うのに長けている。あたかも田地に対する小作人の如くに、一定の主家に仕えるが、〔その役を〕仲間うちで替り合ったり、売買することはあり、その都度証文が書かれる。婚礼や祭祀のほか、ふだんは縁談のとりもちや衣類小間物売りを業として⁽⁵⁾いる。

寧波の送娘子は紹興の喜婆と同じで、これも墮民である。齊民とはちがった髪を結い、外出する時晴雨にかかわらず傘を携えるのは、めじるしというものであろう。着物は上下とも黒い。

彼女らの評判に至っては、祝祭の関係とは裏腹に、徹底して世俗的なイメージに類型化されていて、古来子どもへの響きの的でありかつ小説中ではワサビの如き作用をなした、“三姑六婆”⁽⁶⁾の流儀を地で行く者のように語られるのが常だ。そんなたくましさは、唐菰や魯迅の回想からも匂ってくるが、清末の一地方志が言葉を極めて書きたてるところは、次のようである。⁽⁷⁾

……良家の婚姻事情を嗅ぎまわり、何事も利得の多寡で是非を決め、流言で人をけしかけ惑わすのに長け、衣飾の売買に巧みで、鬼怪もどきに只儲けを策し、娘の嫁入りに巧婦をつけてやれば、それをよいことに襦袢をくすね、さては骨肉を離間し、親戚を陥れる……

歌謡などにも、彼女らを物慾の権化のように揶揄する例がある。⁽⁸⁾

濫眼墮貧嫂 墮民女のキヨロキヨロ眼
 看見東西様様要 何を見ても物欲しげ

とりわけ紹興の“老嫗”は、地方風俗の代表的な一部分となったかの観があり、蛙が人間の娘と結婚するような民話の中でも、“老嫗”が蛙を抱いて娘をめあわすなどと語られるし、⁽⁹⁾郷土玩具の糝粉細工のようなものにも、科挙首席及第の“状元”などに伍して、その像があった。⁽¹⁰⁾そうすると、次のような、水郷紹興の“烏篷船”という黒塗りの篷で名高い小船からの夜景をうたうらしい、歌謡の中の“老嫗”は、あまりにありふれた景物に似ながら、しかし同時に、いわば異化的な作用によって、何か後暗いような反現実感を誘うべく取込まれたのもあったろうか。⁽¹¹⁾

点点触触 テンテンツクツク〔?〕
 桃花満月 桃咲く満月
 老嫗走過 老嫗が通る
 鯨魚溜過 はやが光る
 一篷豁朧 篷中昼のよう

さきほども“楽戸”という言葉があったが、男のなりわいでは、芝居の“紹興班”が重要であろう。これは“乱弾”という、浙江省でも代表的な民衆演劇の組織で、その全盛期は清代のことに属するものの、辛亥革命直前の頃には、百年も前から伝わった著名な班が、まだ十から三十ほども数えられた。そして、民国時代には、しだいに衰退しながらも、なお省内の中小都市だけでなく、上海の舞台にまで進出すること

もあったが、八年に及ぶ日中戦争の終わった1945年には、役者の老化や後継者難で、辛うじて二、三の班が生残ったにすぎなかった、⁽¹²⁾ という。それから後は、さらに内戦をくぐり抜けたあげく、人民共和国における保護再興の局面に入ることになる。

こういった男女の代表的なりわいともかかわって、『新志』の「迷信」の項には、次のようにいう。

墮民は一律に老郎菩薩というものを祀る。一尺ほどの木像で、芝居をする時舞台の裏に祀る。像を唐の明皇〔玄宗〕といい伝えるのは、梨園〔玄宗の創設した官優養成所。転じて演劇〕の創始者にあやかってのこと。紹興では老郎を送子〔子授け〕菩薩ともいい、結婚の翌日、喜娘がこれを床入りの部屋に持込み、寢床に据えて、香燭をともし奏楽祈禱して、子宝を祝う。

この“老郎菩薩”は“楽戸菩薩”⁽¹³⁾ともいい、役者あるいは楽工としての“墮民”の職業的な祖神の性格が明らかである。一般の俳優がギルドを結んで、その祖師廟に祀った神の名も“老郎”⁽¹⁴⁾というが、このように同系の神を奉祀する異なった芸能人集団相互の関係は、後にも触れるとおり、決して単純な問題でない。また“送子菩薩”に見るような、明らかに別種の靈験の便宜的な附会が何時頃から行なわれだしたのかということも、女たちの生活史にとっては、もし判れば、意味のある問題だろう。

『新志』は、最後に「教育」に関して、簡単にいう。

墮民は賤業に那染むことすでに久しいが、近頃紹興城内に完全な小学校が一枚建てられて、その子弟の教育にあたり、大学卒業者も今はあると聞く。

こんな社会政策の方面こそは最も調べやすかろうと思ったら、案に相違して、はかばかしいことがわからない。しかしいずれにしても、この種の施策が差別的な根本的な消滅をもたらしえなかったことは疑いなく、“墮民”たちは、おそらく辛亥革命や北伐革命の時とさまで変わらぬ存在として、人民共和国をも迎えねばならなかったのであろう。私は、政策などよりも、“墮民”自身の手による解放運動の有無をむしろ知りたかったが、唐弢氏は質問に答えて、そういう例はなかったし、変革によって持前の職業が奪われるのを恐れる心理は、終始変わらなかつたようだ、といった。そうなら、事典類の記述まで「現在ではむしろこの〔“墮民”という〕ような呼び方をすべきでない」（『新名詞辞典』1952）「他の居民との境界は解放後ようやく完全に消滅した」（『辞海』1965）というように徹底するに至った人民共和国の下でも、新婚姻法の普及や人民公社の組織の過程においてはもとより、日常的にもなおさまざまな意識

上の障碍があらためて克服されねばならなかったはずであろう。その結果、この被差別民の長い歴史はついにどこまで来たのだろうか。私が昨夏中国でたまたま出会った紹興出身の元気な女性の話では、建国後数年経って生まれた彼女にとっても、あの“老嫗”の痛烈な面影だけは、なお今日の郷里に親しいものようであったが。

2

“墮民”の起源、その賤別の由来などは、そもそも明らかになりうるのか否かもわからぬけれど、彼らの存在が、王朝中国を何百年と溯る歴史の遺産だったのは、たしかなことである。その間の消息を、正史の類はもちろん減多に記録していない。文人の筆記、府州県の地志類、それと公牘、官箴、例案といった地方政治の記録などに多少の反映は見られるが、怠慢を棚に上げていえば、私たちにも手に届く限りのこうした史料の総量も、やはりたかの知れたものではなからうか。

中国における賤民差別の歴史一般、またその一般に対するこの特殊の関係もすべて判然とはせぬままに、とにかく浙東地方の“墮民”と呼ばれた一群の被差別民にこだわると、彼らが記録に現われるのは、いちおう明代の中頃以降のことである。早期の記録を挙げれば、祝允明（江蘇長州，1460—1526）『猥談』⁽¹⁵⁾の「乞丐」、徐渭（浙江山陰，1521—1593）『会稽県志緒論』⁽¹⁶⁾の「風俗論」、沈徳符（浙江嘉興，1578—1642）『敝帚軒刺語』⁽¹⁷⁾の「乞丐」くらいで、いずれも嘉靖から万暦にかけて、官途よりは江浙地方の文化界に風狂の生涯を送った文人の手になるのは、偶然でなからうと思われる。もう一つ、寧波府下の『鄞県志』が、清初の康熙版以来伝える撰者不明の『墮民猥編』⁽¹⁸⁾があり、地方志というものも典籍主義からさほど自由でないから、他の府県志でも、風俗の巻で“墮民”にふれる際は、おおむね徐渭や沈徳符の前記の文章か、この『猥編』を引くことにとどまる。また、『猥編』じたいにも、徐渭を踏襲するところがある。

まず呼称のことから考える。すでに見たところでも、“墮（惰）民”のほか“墮（惰）貧”“楽戸”の称があったが、これらの文献では、さらに“大貧”“乞丐”とも書かれている。祝允明が「奉化にいわゆる乞丐があり、俗に大貧という」といい、また沈徳符も「今、浙東に乞丐なるものがあり、俗に大貧というが、〔乞〕丐とは異り、貧〔乏〕とも限らぬ。もと惰民と名づけられたのが、かく訛ったものか、ともいう」というとおり、“墮（惰）民”“墮（惰）貧”“大貧”は、みな一音の転訛で、もとは同じ俗称なのであろう。浙東の“墮民”を他の各地の被差別民から区別するのは、差当りこの一連の俗称であるが、うちどれが本来のものかはなかなか決められそうにない。⁽¹⁹⁾

これらの俗称とほかの制度的な呼称とどちらが先に行なわれたのかという、賤別の由来にかかわる問題も、それ自体において決着を見るだけの史料を欠く。

“丐戸”は、上の俗称とは少々匂いがちがって、戸政つまりは官による人別の用語だったろうと思われる。必ずしも浙東に限った用語でなく、清初の官方の認識には、後でも見るとおり、紹興府下の“墮民”と、蘇州府下常熟・昭文両県の“丐戸”なるものを併称する例さえあって、⁽²⁰⁾ 俗称との境界も曖昧だが、いずれにしても地方的な性質のものではあろう。その地方性は、『墮民猥編』に、彼らがはじめ「蘇〔州〕松〔江〕浙〔江〕に分置され、民間に雑処した」と伝えられる範囲と、ほぼ一致していた可能性はある。この呼称の由来について、『猥編』その他によれば、一説に明の太祖が戸籍を定めた際、彼らを特に貶して門毎に“丐”の字を掲げさせたのだという。太祖がそうしたいわれは、となると、諸説まちまちに食違ってくるありさまではあるが、少なくとも“丐戸”の名儀による戸政上の差別が、明代に始まったのは、確かなようである。元代に蒙古の支配者は、一般人民を、軍戸、匠戸、民戸（農民）をさらに夥しい業種戸に分けた戸籍のどれかに登録させて支配し、その中に丐戸の名があったとしても、⁽²¹⁾ “儒戸”の地位下落の象徴として知られる“九儒十丐”の説などという“丐”は、文字通りの乞丐であって、奴婢や“墮民”などのいわば非民とは別だったはずだから。

ところで、乞丐すなわち乞食と、戸籍身分としての“丐戸”とは、沈徳符もわざわざ注意していたように、たしかに紛らわしい名であって、浙東の地志類に“丐者”“丐人”“丐婦”などに見えるのが、ほかならぬ“墮民”に相違ない場合もあれば、一方には乞食を“丐戸”と呼ぶ例もあった。後者の例に、京劇の「紅鸞喜」または「金玉奴」の粉本となった話本小説「金玉奴、薄情なる夫を棒で打つこと」⁽²²⁾を見ておく。話は時代を宋にとっているが、これが明人の手になる“擬話本”の一つであることはまず間違いない。場所も浙江で、杭州の“丐戸”の元締めみたいな“団頭”という役をやっていた人物が、娘を貧書生にめあわせるが、婿はこの父娘のお蔭で学資を得て試験に及第しながら、乞食の家系をうとんじて、官に赴任途上の船から妻を河に突落とす。たまたまこれを救けて親代りになったのが赴任先の上司で、そのはからいで男の方は殺した元の妻とは知らされずに再婚(?)し、彼女から腹癒せの棒打ちを食わされたあげくに、新しい舅の下で目出度く団円を遂げ、乞食の父親も大事に迎え取られる。書生と乞食の姻縁奇譚の形であこぎな出世主義を虚仮にする趣向は、あくまで両家の通婚が世間の通念を逆撫するには至らぬ限りでのことだが、作者もその点には充分意識的で、次のようにいう。

身分をいうならば、娼、優、隸、卒の四とおりが賤民で、乞食はその数に入りませぬ。錢こそなけれ、その身に疵はないわけで。……

それならば、乞食でない方の“丐戸”はどうかというと、前記の文献が伝える幾つかの差別のうち、良民との通婚の禁止と、たとえ財を積んでも官吏の資格を買ったり糧長（年貢米の事を掌る。富戸を任じた）や里長などの役職に就いたりするのを許されぬこととの二項目は、明清律に“丐戸”の規定は見えなくても、その制度上の身分がたしかに“娼優隸卒”並みだったことを意味していよう。

以上二種類のほかにもう一種、“樂戸”あるいは“樂籍”の呼称があって、これもすこぶる注目に値する。“墮民”の奉祀する“老郎菩薩”を一名“樂戸菩薩”ともいったことは、すでに述べた。直接彼らをそう呼んだ例は、清末になるが、『剡源郷志』⁽²³⁾に、全郷の各村毎に居住氏族の戸数口数を珍しく克明に記していて、その多くの村に少数ずつ“樂戸”“樂籍”が見える。寧波府下の郷のことだから、これも俗には“墮民”と呼ばれた戸口にちがいないわけである。樂戸の歴史は、『魏書』に強盜殺人犯を斬罪に処しその妻子や同籍者をそれに配籍したとあるのを始め⁽²⁴⁾、周知のように大変古く、三種類の呼称の中では、これがいわば最も由緒ある語だ。したがって、“樂戸菩薩”の例のように“墮民”の樂工的な職能を捉えるだけでなく、読書人の表現上の尚古癖にも叶うところがあっただろう。しかしそうだとすると、もし彼らに対するこの称が明代まで溯りうるとすれば（上記の文献には見えぬが）、明代にも樂戸の制が存在した以上、それとこれとの異同関係も考えていかねばならぬことになる。

樂戸は、宮中の用に当てられる場合はもとより、大都市で官吏や商人の娯楽に供される者でも、その身は官妓として、籍を直接国の機関に隸属させられていたが、朝廷自らが教坊（音楽教習所）や梨園（演劇教習所）の制を整えた唐一代を絶頂として、次第に制度が頽廢に赴くにつれ、“路岐・散樂”さては“土妓流娼”などと呼ばれる民間の芸人や娼妓が、官妓からの逃亡、転落ないし転向組も吸収しながら、不断に増大していた。そして明代の情況はといえば、「中期以後は、中央、地方を問わず、〈樂戸〉の名が記録から消滅して行く傾向があり、全体として國權による樂戸支配の力が弱まっていることが認められる⁽²⁵⁾」ということだ。

あたかも万曆30年の進士で、浙江湖州府に官となった経歴を持つ謝肇淛が、書い⁽²⁶⁾ている。

今や娼妓は天下に溢れんばかりだ。都会では何千何百を数え、片田舎の町にも至るところにいる。……両京〔北京・南京〕の教坊は官より税金を徴収され、これを

脂粉錢というが、郡県に隸属する者はすなわち楽戸であって、御用を承るにとどまる。……さらに官に隸属せず、普段の場所で淫を売る者もいて、これを土妓、また俗に私窠子といい、その数は計り知れぬ。

両京の教坊官妓と隸属の形態を異にするという、郡県の官妓をとくに“楽戸”と呼ぶこの例が、当時の実情とどれほどの範囲で見合っているのかは、些か判断に苦しむ。たとえば、これは純然たる孫引きで、本の素姓も確かめかねるけれども、『三風十衍⁽²⁷⁾記』には、次のようにあるという。

明は元を滅すと、中国に取残された蒙古部族の子孫を各地で戸籍に編入させた。そして京省にある者を楽戸といい、州邑にある者を丐戸といった。

いちおう蒙古人に限っての説だとはいえ、“楽戸”と“丐戸”のこのような使い分けにも、やはり当惑させられる。結局のところ、制度としての楽戸は、名目、実情ともすでに甚だ捉えにくい段階に入っていたことを、銘記しておくほかはない。

“墮民”の呼称の問題から引出されるのは、さしあたり以上のようなことで、名前の詮議だけで早くも混乱を来たしかけたが、これから垣間見る明代“墮民”の生活も、その名と同じような捉えにくさを示しているのである。

さて祝允明の伝える彼らの生活は、謝肇淛のいうような郡県楽戸の或る段階を思わせる。『猥談』の「丐戸」はごく短い一則だから、全文を引いておく。

奉化にいわゆる丐戸があり、俗に大貧という。〔県〕城外に聚居して、同類間で配偶をなし、良民はこれと通婚しない。官から衣食を支給されるが、べつに赤貧とは限らぬ。白粉気のある女は枕席を業としている。その始めはみな官界中の者で、罪あって本人が殺され、女は配籍されたのである。官はこれを養う一方で、不法な賄賂を取り、かくして今に及んだ。金陵〔南京〕の教坊二十八家などとて同然である。⁽²⁸⁾

衣食官給のことを明記しているのは、後にも先にも祝允明一人だけである。徐渭の次のような記述も、そのかすかな名残りを間接的に伝えていると読めぬではないが、しかし本人はそれを肯定していない。

四民〔士農工商〕の常服を彼らは着用できない。そこで四民は〔彼らの服は〕官から出ているなどといい合う。しかし思うに〔特殊な服装をさせることで〕区別を示し辱しめを加えたまでであろう。〔賤〕籍と〔賤〕業は今も守られているが、〔賤〕服は、乱れてきた。

この“墮民”特有とされる服装について、徐渭の論の挾注には、⁽²⁹⁾「〔男は〕狗頭状の帽子，〔女は〕横布をした裙子」とあり、これらが、徐渭のいう賤別のしるし以上の何かを示したのか、示したとすればそれは何だったのか、いずれもわからない。その他、徐渭の論とその挾注が伝える男女のさまざまななりわいも、前に見た民国“墮民”の雑多な業種とすでにほとんど違っていないのである。女子の「枕席」の業については、沈徳符の「丐戸」にも、髪結いや花嫁の介添えなどの仕事を挙げたのに続いて、「無理に挑めば、敢ては拒まぬが、そもそもさからうことができぬのだ」と、それらしい文句はあるものの、これも祝允明の記すところとちがって、官妓はおろか、專業の私娼とすらいきれぬ書き方だ。要するに、万暦時代の“墮民”の記録には、郡県樂戸や官妓のイメージに叶いそうなところがあまり認められぬわけである。嘉靖の奉化と万暦の会稽（紹興）とで、“墮民”の実態に、祝・徐両氏の記述の開きほどの変化があったといえるのか、それとも両者の見聞や合点のし方の相違におおよそは帰するののか、他に徴すべき史料を欠くのが残念だ。どちらかといえば、男女の生活全般には及んでいない祝允明の記述の方に偏りがあるかも知れぬが、さりとて無視しうる性質のものではなからう。

ここにもう一つ、謝肇淛が郡県の「御用を承る」と書いたのに該当しそうなことがあった。『墮民猥編』は、彼らが「立春端午には土牛芒神を持って、人家に闖入する」と記している。立春前日の迎春の祭に、“芒神”（一名、太歳）という土製の神像と、“春牛”という竹製の牛のはりぼてを中心とする仮装行列が郊外から城市に迎えこまれる風習があって、それは府州県の知事以下、官吏まで総出で取行なわれる公式の年中行事なのであった。この行列の役目が、もっぱら“丐戸”に課せられていたことは、雍正除籍令の後、隣の江蘇省で、梨園の俳優がこれにかり出されることになったのを不満として、返上運動をした時の後述のような申し分などによっても傍証される。「土牛や土寓をこねる」とか「竹で牛燈を作る」といった細工仕事が、彼ら特有の業種に数えられるのも、当然この役割に関連したことにちがいないわけである。

しかし、徐渭の「風俗論」や『墮民猥編』その他、幾つかの地志が伝える歳時風俗における彼らの出番は、これだけにとどまらない。元旦や元宵節に鳴物入りで戸毎に囃しまわって祝儀を乞う「鬧人堂」、秋の“社”〔土地神〕の祭の“參神，送聖，迎燈，走馬”といったさまざまな神事、立冬に鐘馗などの鬼神に扮して家々を鬼やらいしてあるく“打鬼”などは、みな彼らの役目だった。こういう地方共同体の中での役割と、迎春節の“御用”との本末関係も、簡単には決めがたいことであろう。

制度としての“墮民”の由来には、なおひきつづき頭を悩まさねばならぬとして、

むしろ民間において一層きびしい蔑視にさらされていた彼らの自衛のための行動を、徐渭が捉えている。「風俗論」はさきの引用部分に続いて、いう。

丐〔戸〕は〔四〕民の排斥が甚しいために、きそって徒党を組み、裁判などで民に負けを取るまいとする。当地に赴任する役人は、事情を心得ていれば民に加担するが、たまたま知らずに民を斥けることがあろうものなら、民はそれを恥辱として、懸命に旧来のしきたりを知ってもらい、あくまでも加担を迫る。かくて丐はますます徒党を固め、民に勝とうとするに至る。

ほとんど狂気の奇行を伝えられるこの画家文人も、もちろん、制度的な差別の上に立ってものを言っていたのはすでに見たとおりで、ここの続きでも、“墮民”の存在を風俗の“瘤”になぞらえる一文のあやを、このように自らも“瘤”として“常膚”からはずれ、“常膚”に同化しようとは努めぬかたくなさの指摘で締括するのであるが、しかしさすがに、最後に「経に云う、人ニシテ不仁ナルモ、コレヲ疾ムコト甚シケレバ、乱ル」と、『論語』を引いて、民間の排斥感情に水を注そうとはしている。

ところで一方には、ひそかにこの忌むべき境涯からの脱出をはかる個人が出るのも、無理からぬことだった。沈徳符は、彼自身が幼時処方をもったことのある、紹興人の甄という天然痘治療の上手が、のちに財をなして京師で官吏の職を買い、就任まぎわのところで、同郷の小吏に身許を暴かれ、“大貧”の起源から説起して甄氏はそれと無関係であるゆえんを大いに弁じたけれども、同郷人総掛りの妨碍には耐えきれず、結局もとの医者をつづけるほかなかつた、という逸事を記す。沈徳符の『野獲編』は、忌憚のない目で万暦時代の大事小事を豊富に伝える得難い本だが、ここでも彼は、ゆかりある甄大夫の弁論にさらにそこばくの考証を加えて、永い永い不寛容の歴史に首をひねっている。そういう倫理的な疑問もさることながら、彼のような典章制度に詳しい明人にとっても、すでに“墮民”の存在が不審の種だったことは、それとして記憶に値するだろう。

3

清初以来、宮中における女楽の廃止に始まり、直隸省下の府州県で迎春節の行事に“伶人娼婦”を使うことの厳禁などを経て、雍正元年の“楽戸”“丐戸”“墮民”等の賤籍削除に至るまでの経過は、⁽³⁰⁾ 俞正燮の『癸巳類稿』に詳しい史料が集められている。⁽³¹⁾ 雍正解放令について、少し材料を補いながら略説すれば、まず雍正元年三月に御史の

年熙が、山西・陝西の“楽戸”が「代々その妻や娘を娼妓となすように強いられてきたのは、殊に憫れむに堪える」という理由で、その賤籍の削除方を上奏したのが天子の意にかなない、礼部の議に附されて、解放の訓令が下された。ついで七月、同じく御史の噶爾泰が、浙江紹興府下八邑の“墮民”について、山陝の“楽籍”に準ずる措置を乞い、これにも同様の沙汰が下った。このようにして、結局全国的に“楽戸”類似の被差別民の賤籍が削除されることになったもので、『皇朝通志』⁽³²⁾は、解放の対象となった各地の被差別民を次のように列挙している。

雍正元年、時に山西省には楽籍、浙江省紹興府には惰民、江南の徽州府には伴僮、寧国府には世僕、蘇州の常熟・昭文二県には丐戸、広東省には蜚戸なるものがあり、いずれも当該地方において卑賤の徒と目され、齊民と〔保甲制下の〕甲戸を共にすることを得なかったのを、上は憫み給い、すべてその〔賤〕籍を削除のうえ、平民籍⁽³³⁾と同列になし給うた。

このように地方別にいわれている“楽籍”“丐戸”“惰民”の名が、それぞれどのような実体に対応していたのかということは、紹興府の“惰民”一つにほかの二つの名も使われうる例から推して、決して簡単な問題ではなさそうである。結局のところ、これらを各個網羅的に調べなければ浙東“墮民”の本質も充分には明らかにならぬのであろうが、それはともかく、除籍の実情はどうだったのか。このたびの解放は、清朝の異民族支配が、まさに安定を謳歌しようとする際の措置であって、皇恩の浩大さがしきりに強調されたが、実際には、奴婢の解放には全くふれていないのはもとより、⁽³⁴⁾当の除籍戸の解放にも、依然として大きな桎梏を残したのだった。

科挙応試の制限は、その一つである。乾隆36年、礼部は陝西学政の劉遵の条奏に答えて、官に申告して“改業”に踏切った者から数え、実に四代の後に本族親支みな“清白”を守っていた場合に限り応試を認め、脱籍後一二代しか経ていぬか、または親族になお“猥業”⁽³⁵⁾にたずさわる者のある場合は、“士類にまじわる”ことができぬ旨の条例を公布した。“猥業”や“清白”は、さまざまな非法律的判断を排除しないし、世代と族統の上で本人の一身を遙かに超え出た規定とあわせ、⁽³⁶⁾実質的にはほとんど除籍戸の仕官の路を塞ぐための条例と変りがない。“士類にまじわる”どころか、“猥業”から足の洗いようがない大方の者には、そもそも改業申告の段階からして縁のない条例だったかも知れぬが、それにしても、除籍戸が法の前で名実とも良民となるためには、これだけの条件が充たされなければならなかったわけである。しかも、この条令が⁽³⁷⁾思わぬところに作用をあらわした、次のような例を見ると、無縁というだけではま

だ足りぬことに気づかされる。

道光年間、安徽六安州の余蟠という男が金で官吏の職（州同）と応挙の資格（監生）とを購ったが、元来の有資格者（稟生）どもに受験を妨碍されたといって、告訴に及んだ。たまたま蟠の曾祖母が⁽³⁸⁾“花鼓戲”の芸人だったという事実を鬼の首のように取って、“士類”が激しく彼の足を引張ったのである。そして、判決は甚だまわりくどく、かつ苛酷なものだった。要旨はこうだ。“花鼓売唱”の子孫が応挙の資格を購えるか否かは、法例に明文がないが、婦女にして行歌売唱するのは確かに卑業に類し、子孫が士林にたちまじっては秩序を乱すことになる。さりとて“娼優隸卒”の例に照らし永代にわたり無資格となすのも、些か忍びがたいところである。とどのつまり、“樂戸”“丐戸”に最も類似する者とみなして、かの条例を適用するなら、祖父はかごかきで、これは平民の常業の内であるから、そこより改業したように数えられる。すると親族清白の点には難がないとしても、蟠はまだ改業三代目にしかならぬ。それゆえ、弟ともども未だしとせざるをえず、本人の既得の職も資格もあらためて取消すべきである、うんぬん。

この原告の家が元賤籍だったわけではない。卑賤視された曾祖母の稼業を“樂戸”“丐戸”相応と認めて、条例を適用した結果、彼は平民としてすでに得ていた權益まで取上げられる破目になったわけである。“公案”小説の賢い知事なら、弱者の權益を救うためにこそこんな遣繰りもするだろうが、ここは逆だった。お蔭で原告は、良民なる名目から解放されてしまっ、て、“猥業”の実質に見合った賤民待遇を新たに得させられたようなものである。今いった解放は、雍正除籍令による“樂戸”“丐戸”等の解放と何ら別のことを意味しないだろう。もともと官妓を廃して私娼化させているの除籍だったが、清廷が頽廢した制度に見限りをつけた本当の動機は、漢民族王朝本来の教化主義の株を奪って、私娼的に栄える人民の風俗に正面から統制を加えることにあった、と見てもまず間違いはなかろうと思われる。“娼優隸卒”式の賤民觀念は、その結果かえって強まることはあっても、決して弱められはしなかったろう。

除籍戸の取扱いについては、さらに別の問題も考えられる。いずれかの官署に直接管理されていた賤籍の削除後は、当然、保甲制下で牌（10戸）、甲（10牌）、保（10甲）等の各級単位に組織されていた一般民籍に編入されたのでなければならぬ道理だが、その実務の具体的なところはわからない。ただ、浙江省内の一つの県での保甲行政の実際に触れた文書の中に⁽³⁹⁾、次のような一ヶ条があって、多少の推測はできそうに思う。

牌甲内に遊民、匪犯、土妓等の、各民が同列に伍するを屑しとせぬ者ある場合は、別に一冊を設けて、某坊某甲某牌の別戸某某と明記し、それを坊毎に集めて一総冊とし、姑く更生の機会を与えおいて、当該坊の地保〔保長〕に節季毎に改悔の情有無を探らしめる一方、郷耆〔耆は長老〕と県とにおいて件の別冊につき吟味を加え、過ちを改めたと認められた時はじめて、甲耆ならびに近隣の申出と保証とを俟って、再び甲に入ることが許される。

べつに除籍戸のために設けられた条項ではなくても、地域生活のこのような場面で、彼らが近隣の蔑視や敵意からことさらに保護されたはずがない。むしろ、もともと同列に伍するのを屑しとせぬ相手が名分上同列に加わって来た時には、排斥傾向を一層かきたてられるのが、差別心というものの常だろう。前にふれた、迎春節の仮装行列の“御用”をめぐる悶着なども、その一例とみることができる。

それは、江南演劇の中心地蘇州で、梨園の俳優たちが、“乞丐”の除籍に伴い新たに仰せつかった恥辱的な役割の免除方を当局に歎願して、雍正11年に至りようやく恩典をかちえた事件だった。彼らは、蘇州織造といった内務府直属の大官の庇護愛顧を頼って、関係筋を動かすのに成功した。そして、成功の確認と感恩を兼ねて、事の次第を碑文に刻んだ⁽⁴⁰⁾。彼らは、代々伝統演劇にたずさわる身を「百工技芸と同じく里党の清白なる良民」と謳い、それが“乞丐”風情のする低級な仕事に駆出されるという「多年そそぎえなかった恥」をそそいでくれた当局の措置を、「良賤を分かち、芸民を安ずる」ゆえんと讃えている。このような一般俳優の社会的地位にしたところで、直ちに四民と同じだったとは思えぬが、とにかくすでに久しい以前から、都市ではギルドまで組んでの専門的活動の歴史をもち、王侯貴顕の最員にまであがるに至った俳優集団の実績からすれば、“乞丐”との同列視は、たしかに堪えがたいところだったにちがいない。そういう職業的な優越をことさら強調する碑文の文面には、除籍令の実質に即した影響が認められる。しかし、蘇州の俳優ギルドが共同で建てた別の碑は、一方で“乞丐”や“墮民”の演劇活動の自律的な高まりを、間接に伝えている⁽⁴¹⁾。

それは、いずれも嘉慶3年中に前後して出された、江蘇巡撫と蘇州織造の布告を刻んだもので、“昆腔”“弋腔”の二つの曲調を基礎とする伝統演劇が、当時、“乱弾・椰子・弦索・秦腔”といった新興の劇種に圧倒されつつあったのを官の権威によって挽回すべく、昆弋二腔以外の上演を風俗人心に有害のかどで嚴禁し、外来の戲班を本籍へ追返す旨示達している。新しく大衆の心を捉えだしたこれらの劇種は、外省から流入した放浪芸人によって伝えられ、下級芸人としての“乞丐”などに受容れ手を見出

したのであったろう。そのうちの“乱弾”のことは、民国時代のところでも言及した。撥弦楽器を伴奏に重用するこの新興戯曲は、もと西北方の陝西、甘肅一帯に発して、乾隆年間には揚州、江西あたりに伝わり、とりわけ浙江には早くから根を下ろしたが、こうして各地各様の風を帯びるに至った“乱弾”の中で、“紹興乱弾”は省内でも最も古い様式に属し、他の“乱弾”はほとんど紹興のそれから発展して成った、と考えられている。そこで今、“紹興乱弾”の推進者の大部分が“墮民”であった事実を想起し、その目でこれらの碑文を読むと、彼らの受難を推測させるはずの史料が、その例外的に晴れがましい消息を伝えるもののようにも感じられてくるではないか。明代の記録でも、“墮民”の郷土雑芸能の担い手としての一面は紛れのないところだったが、のちの“紹興班”のような戯班を組んだ演劇活動は、少なくとも前に引いた文献には、伝えられていない。したがって、“紹興班”の形成は、“紹興乱弾”の発展と密接に関連し合っていたのであろうが、その土台となりえただけの演劇活動は、おそくとも清初か明末には行なわれていたと考えなければならぬ。康熙刊の『餘姚県志』に、“墮民”に“丐戸”と“郎戸”の別があるという⁽⁴³⁾、その“郎戸”はほかに用例を知らぬけれども、すでに職業化した演劇の俳優を呼ぶのにふさわしい名ではなかろうか。

再び迎春節の“御用”問題に戻って、その割当が一時一般俳優に切換えられたのは、雍正除籍令に至るまでの清初の一連の措置から推して、“丐戸”の解放のためよりは、むしろ官の行事から“猥業”の徒を排除しようとする、風俗浄化の意図に発したことではなかったかと思われる。そうすると、一般俳優から忌避されたこの役割は、その後誰が引受けることになったのか。山西では、徐籍令以後「楽戸娼婦が良民に帰し」⁽⁴⁴⁾てからも「人を雇って」これを続けた、と記録されているように、江浙地方でも、一般人が日当付きでやるようになったのだろうか。といっても、賤民の役割だったことを、俳優以外の一般人が喜んで引受けたとは考えにくいので、結局もとの“丐戸”が、良民の名儀で雇われたのかも知れない。というのも、もともと“丐戸”や“墮民”には、官にとって安直な雑役予備軍といった一面もあったらしいからである。除籍令より前の順治年間における浙江金華県の事例に、一般住民のいやがる膳夫の差役につき、向後もっぱら“丐戸”を雇うことにすれば「袂を揚げて一呼すればただちに集められるので、民をさわがすことなく急務に應ずることができ、かくて公私を利し貴賤のけじめがつく」という、一石二鳥の便法を上申した知事があった⁽⁴⁵⁾。私はこの方面のことに全く不案内だが、一般に府州県の賦役は、割当の不公平や末端役人の情実行為などの弊による住民の不満が強く、清初以来はむしろ税負担に切換えて、その金で人足を雇う傾向が主になっていたらしい。そうだとすれば、金華の知県のような着想は、除

籍令後、たとえば自讃の文句の「貴賤のけじめ」などの所を、逆に解放の聖旨の謳歌に置換えたりするだけで、一段と通りやすくなったにちがいない。このような清朝政治の便宜からしても、版籍上は良民でしかも士流の特権を侵すには程遠いばかりか、民間ではいぜんとして限られた賤業にしか従事することのできぬ実質的な賤民の存在は、少しも困ったものではなかったろう。

民間の排斥感情がいぜん激しかったことを示す、こんな事件があった。⁽⁴⁶⁾ 乾隆13年、寧波府下慈谿県の“墮民”鄭世徳が廟会演劇の興業中に土地の者といさかいを生じ、鄭の訴えにより県で示談が成立したが、県民の姚我範らが、鄭はかねて“丐戸”の身で現にも“吹手”として芝居で食っていながら、良民を訴えたのはけしからぬといいがかりをつけ、鄭に落し前を要求した。鄭がこれを断わると、姚らは一般民家の婚喪の際に鄭とその仲間が仕事にありつけぬように手をまわし、わざわざ寄附を集めて別に役者を雇い、対抗的な演劇興業まで画策した。知県は事を察知して禁止の措置を取ったが、姚らはこれを無視して興行を強行し、検挙者が出ると、こんどは犯人を奪回しようとして、役人に投石などの暴行を加えるに及んだ。騒ぎは、主魁姚の斬罪以下、多勢の罪人を出してケリとなったが、つまらぬ発端と仰山な結末との間の大きな溝を埋めるべき説明は、何よりも“墮民”に対する蔑視の根深さに求めるほかなさそうである。

読書人の論調も、明代よりは、除籍令以後の清代において、却って悪化したかのように感じられる。雍正除籍の経緯に“女樂”の歴史に関する考証を附し、「憤懣を舒べる」という漢儒の言葉で結んだ俞正燮は、⁽⁴⁷⁾ 聖旨奉讃の形をとりながらも、除籍を人間的な解放として内容づけたといっただうだろうが、これは時代の中では例外的な見識に属したようだ。一般の常識は、『上虞県志』が、前に引いた“墮民”の女を散々に言腐したくだりに続いて示す、次のような論調が代表していたのではないか。

謹んで案ずるに、国朝雍正元年、御史噶爾泰の上奏に上り、山西樂戸に準じてその賤籍を除き、改業自新のうえ民と同列に伍して、汚賤になずむことなきようにとの沙汰が下ったのは、国家が寛恩を以て相對したのにほかならぬ。しかるに丐戸はついに改業自新を肯んぜず、近くは一段と増長を加えて、男女の服飾に良民との区別が失なわれたのみか、名家とまがうばかりの豪邸を構える者さえ見受けられるに至った。

民と同列にとの聖旨を繰返した直後に、服飾の区別の遵守を迫る論理はいかにも奇怪だが、賤籍の削除が差別観の根拠にすりかわる事体そのものが奇怪であるといわな

ければならない。この論調は、紹興の土語俗諺の採録に読書人離れのした情熱と見識を示して、のちに周作人の推重を博した范寅にしても同然だった。『越諺』巻末の附論「惰貧を論ず」は、同情的な見解に対し論争的に主張を述べたせいでもあろうが、⁽⁴⁸⁾「天地ノ人ヲ生ズルヤ、尊キ有リ卑キ有リ、貴キ有リ賤キ有リ、大ナル有リ小ナル有リ、君子有リ小人有リ……」の濫調に始まり、もっぱら“惰貧”の遊惰、破廉恥、詔諛、自卑等々を、しかもその祖宗にまで溯って追及する。これまた徐渭の“瘤”の喩えを援用するが、自ら“瘤”に甘んじる愚を決定的に救い難しとするので、同じ『論語』を引いても「孔聖言ヘル有リ、性相ヒ近キナリ、習ヒ相ヒ遠キナリ。上知ト下愚ハ移ラズ」となる。議論だけのことなら、“性”を責めて苛酷に傾くのも、“習ヒ”を参酌して寛容に就くのも大差ないかも知れぬが、慣習としての差別を天性の論外的差異と思いなす観念性は、“村学究”流のかたくなさというものではあるまいか。それにしても、『論語』とは何時もながら重宝な本である。もっとも、范寅の論にも経験的な根拠がないわけではなく、彼は、例の“九姓漁戸”の船上売春をやめさせるため⁽⁴⁹⁾に嚴州の太守が尽力して、漁業税を撤廃させたにも拘らず、一向にその生活が変わらなかった事実によって悟るところがあった、と自ら述べている。つまり、官による“解放”と輿論とは、おおむねこんな関係になっていたらしいのである。范寅の論の中から、清末“墮民”の生活の一端にふれたくだけだけを引いておく。

なお、こうも聞いている。越〔紹興〕城内の三坊街〔既出“三大街”に同じ〕で、惰貧が店を持ち、やや余裕ができると、徽〔州〕揚〔州〕へ商いに赴き、そこでひそかに民籍に入るのだと。聖恩は寛大であって、それをあくまで追及して更生を許さぬ、などということがあったろうか……。

(未完)

注

1. 張其昀『浙江省地史紀要』、葛綏成『分省地誌浙江』（1939）もほぼ同じ。
2. 袁斯洪「紹興乱彈簡史」華東戯曲研究院編『華東戯曲劇種紹介』第1集（1955）。
3. 馮占巽「浙故叢談」『地学雑誌』第5年53号。
4. 徐珂『清稗類鈔』（1917）「奴婢類」。
5. 母親の意向に従った魯迅の最初の結婚も彼女らのこのような働きを伴ったと考えるのが自然である。周作人夫人の弟の羽太重久老は、それを「日本の“新平民”みたいな者」の口車に乗せられての縁組だったように語ったが、“喜婆”の型どおりの働きでも、そのように見

えはしただろう。

6. 陶宗儀『輟耕錄』卷10「三姑六婆」にいう。「三姑とは尼姑，道姑，卦姑をいう。六婆とは牙婆〔人売の口入〕，媒婆，師婆〔巫女〕，虔婆〔やりて〕，藥婆，穩婆〔とりあげ〕をいう。三刑六害などという類であろう。このうちの一人でも家にいれば，姦盜は免れがたい。蛇蝎の如くにこれを遠ざけられたら，家内浄化はまず成功である」。
7. 光緒16年重修『上虞県志』卷38「風俗」。
8. 婁子匡探編『紹興歌謡』（1928）57。台湾覆刻本の新注に「慾張りを諷する歌」とあり。
9. 婁子匡探編『紹興故事』「田鷄串珠轡」。
10. 周作人「要貨」『自己的園地』（1927. 改訂本）。
11. 『紹興歌謡』72。
12. 「紹興乱弾簡史」。
13. 范寅『越諺』卷中「人類・不齒人」。
14. 田仲一成「清代蘇州織造と江南俳優ギルド」『東方学報』第35輯。
15. 『説郭統』号46。
16. 万曆3年刊『会稽県志』（未見）。徐渭は張元忭の推薦で同志の編纂整理に当たったという（乾隆『紹興府志』）。今，万曆28年刊『徐文長三集』（台北中央図書館覆印）および康熙22年刊『会稽県志』（有補鈔）に拠る。
17. 『学海類編』「集余」4。「丐戸」は『野獲編』卷24にも収める。
18. 乾隆53年新修『鄞県志』に拠る。『魯迅全集』第5巻「我談「墮民」」の注は，唐弢の引く「墮民猥編」を祝允明の『猥談』と同一書かと疑っているが，全く別である。
19. 後考のための覚書を二つ。「惰」字に因んで，彼らはもと趙宋すなわち宋室の末裔で，亡国後人々から同情の施しを受けるのに慣れ，生産を忘れて，多くは糸竹で人を娯ましめるに至り，次第に游惰に流れた，という伝承がある（張其昀『浙江省地史紀要』ほか）ものの，起源に関する説はさらに考えねばならぬし，字説としても後からのこじつけめいている。ほかに「墮民」の用字例として，各地で原籍へ放逐の対象になっている女芸人「秧歌脚墮民婆」（康熙45年河北，乾隆35年江西の例——田仲一成『清代地方劇資料集』〔東京大学東洋文化研究所，東洋学文献センター叢刊第2・3集〕2，143）の称があるが，浙東「墮民」との関連の有無はもとより，秧歌劇のいかなる演じ手であるのかもわからない。
20. 『皇朝通志』。本稿の次節冒頭参照。
21. 猛烈なる反蒙古主義者鄭思肖の「大義略叙」（『心史』下）にいう。「韃〔韃〕の法は，一官，二吏，三僧，四道，五医，六工，七獵，八民，九儒，十丐」。同じく宋遺民の節を守って憤死した謝枋得も，「一官，二吏」からずっと品下って「七匠，八娼，九儒，十丐」に及ぶ元の「典制」を伝える（『謝疊山集』「送方伯載帰三山序」）。
22. 『古今小説』第27巻「金玉奴棒打薄情郎」。この小説の原話とおぼしいものが，田汝成『西湖遊覧志余』卷23「委巷叢談」中にあり，ここでも「宋時，杭〔州〕の丐者の長を団頭といひ……」と記される。因みに，このような「丐者」は，単純な乞食にとどまらず，時には集団で非業を働く流民の群れでもあったようだ（朱国禎『湧幢小品』卷32「丐販」）。
23. 光緒28年刊。今，民国5年重印本に拠る。ここ（巻4「氏族」）に記録された各村の氏族

別戸口数は、光緒27年の調査にもとづくという。卷末の通計によれば、郷全体で、儒148戸、農工商8924戸男女40427人、客民（非土着商人）33戸男女165人に対し、樂籍は114戸男女432人である。樂戸については姓の記載が時々欠けているが、仇姓が全戸数の半ば近くを占め、同族結合の象徴である宗祠も一つ数えられる。なお、牧野巽「中国に於ける宗族分布に関する統計的一資料」（『近世中国宗族研究』）に、本志の紹介と分析がある。

24. 俞正燮「除樂戸丐戸籍及女樂考附古事」（『癸巳類稿』卷12）に詳しい。
25. 田仲一成「明清・華北地方劇の研究」（『北海道大学文学部紀要』16—1）。
26. 『五雜俎』卷8「人部」4。
27. 王書奴『中国娼妓史』（1934）第5章所引。
28. この後に「奉鑿趙之祖，齊氏室所生也」の一行があるが、「奉鑿」が明代教坊司の職名だった（『明史』卷74「職官」3）ことのほかは、上文とのつながりも含め、よくわからぬ。
29. この挾注が徐渭自身の手になったか否かは、断定の限りでない。但し、万曆刊の『徐文長三集』にも篇末にまとめて収めてあるから、少なくとも原刊『会稽県志』以来のものではあろう。
30. 卷12「除樂戸丐戸籍及女樂考附古事」。
31. 『朱砮論旨』。『定例全編統増』。
32. 卷85「食貨略」5。
33. これに続いて、江南、浙江、福建の“棚民”，広東の“寮民”についても戸毎に審査のうえ編籍するよう命ぜられたとあるが、これらは、いわば飯場住いの無籍者で、賤籍とは異なる。
34. 法律上の奴隸制度は、宣統元年（1909）にいちおう廃止された。仁井田陞『中国法制史』。
35. 『大清会典事例』。『刑案匯覽』。
36. 清末の光緒31年（1905）、寧波の一篤志家が“墮民”の子弟のための洋式実業学校（寧波の育才学堂，紹興の同仁学堂）を興した際にもなお、卒業生のために、「改業」を条件とする良民扱いを、朝廷に請願しなければならなかった。馮占巽「浙故叢談」。
37. 『統増刑案匯覽』卷3「戸律戸役，人戸以籍為定」。田仲一成『清代地方劇資料集』（二）に拠る。
38. “鳳陽花鼓”，また浙東では“串客”ともいった。三四人の演者が男は銅鑼，女は両頭鼓を打ちながら歌う。民間流離の悲しみを内容とし，歌詞に猥褻の語が多いというので，清朝はもとより民国国民党治下でもしばしば官禁の対象となった。
39. 王鳳生「浙江平湖縣查編保甲事宜」『越中從政錄』。
40. 「奉憲永禁差役梨園扮演迎春碑文」「梨園公所永名碑記」江蘇省博物館『江蘇省明清以來碑刻資料選集』180，182。
41. 「翼宿神祠碑記」「蘇州織造府禁止演唱淫靡戲曲碑」同上185，186。
42. 劉靜沅「婺劇」『華東戲劇種介紹』第2輯。
43. 光緒25年刊『重修餘姚縣志』卷5所録。
44. 光緒18年刊『山西通志』卷99。田仲一成「明清・華北地方劇の研究」に拠る。
45. 李之芳『棘聽草』（20卷本）卷19「按院一件為均役便民等事」。同文によれば，金華では，明末以來里毎に一人が常時県に詰めて，不時の來客に備える仕來りがあったが，急の出入り

があると、さらに附近の住民が徴発された。

46. 『成案統編』巻4「逆匪、斂錢演唱夜戲聚衆奪犯毆傷兵役案」。田仲『清代地方劇資料集』(二)に拠る。
47. 「除樂戸丐戸籍及女樂考附古事」。この漢儒の語は、「朝廷の功德をたたえて」うんぬんという文脈からして、班固の「典引」小引中に見えるという『魯迅全集』の注(巻6「病后雑談之余」)の通りだろうが、俞正燮の胸中ではもう一つ、司馬遷の「報任安書」に見える文字通りの憤懣を孕んだ用語例が重なっていたかも知れない。同じ語を副題に入れて再度“墮民”に言及した魯迅の「病后雑談之余」は、ましてそれにふさわしい。
48. 茹遜来『越言積義』(未見)なる書の“墮民”の良民化を期待する意見を、その心はまことに「仁」であるが、つまるところ「偏聴自惑の私見」にすぎぬ、と断定した上での議論である。
49. この経緯は、当の嚴郡知事を務めた戴槃の「裁嚴郡九姓漁課録」(『兩浙宦游紀略』八種のうち)に詳しい。

附記

この一文を西順蔵教授に献じたい。今春『一橋論叢』の退官記念号編集に参画した際は、一門の俊秀に出てもらって、寄稿を差控えた。然し、私が本学に舞込んだ因縁その他からして、黙し難い思いはさすがに免れず、題材をかくの如くに選んだ次第である。。不馴れな手つきに加えて、尻切れトンボのていたらく乍ら、聊か以て記念に代えたいと思う。

1979. 10. 25.